

【2018 年 9 月 5 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 96－1 号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

今回の厚労省人事労務マガジンは記事が多いため、2 回に分けてお送りします。

目次

【トピックス】

1. 「働き方改革関連法等読み解きセミナー」の参加者募集中！（参加無料）
～中小企業を支援している経営指導員、中小企業診断士などを対象に全国 13 都市で開催～
2. 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）のご案内
～助成金を活用して、所定外労働時間の削減などに取り組んでみませんか？
（締切：10 月 1 日）～
3. 「勤務間インターバル制度導入セミナー」を全国 47 都道府県で開催！
～従業員の健康確保とワーク・ライフ・バランスの推進のために、「勤務間インターバル制度」を導入しませんか？～
4. 中小事業主掛金納付制度の愛称が「iDeCo+」（イデコプラス）に決定しました！
5. iDeCo の加入者がもうすぐ 100 万人を突破します！
～突破を記念するロゴマークを作成しました～
6. 「地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナー」の参加者募集中！（参加無料）～9 月に東京と大阪で開催～
7. 「企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー」の参加者募集中！（参加無料）～9 月は広島と宮城で開催～

【トピックス 1】「働き方改革関連法等読み解きセミナー」の参加者募集中！

（参加無料）～中小企業を支援している経営指導員、中小企業診断士などを対象に全国 13 都市で開催～

厚生労働省では、中小企業を支援している経営指導員、中小企業診断士、税理士、働き方改革に取り組もうと考えている経営者、企業の人事労務担当者などを対象と

した「働き方改革関連法等読み解きセミナー」を、今月から来年1月にかけて、全国13都市で開催します。

セミナーでは、「働き方改革関連法」の改正内容や、労務管理のあり方、助成金の活用などの各種支援策について、大学教授や弁護士などが分かりやすく解説します。【事前申込制・参加無料】

一億総活躍社会の実現に向けて、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が今年7月に公布されました。少子高齢化や人手不足が進む中、中小企業経営者の中には、働き方改革を行うに当たり、何から始めれば良いのか分からないというお悩みや、人手不足で事業の継続が困難になりかねない、労働関係法令をそもそも知らないなどといった不安や問題を抱えている方がいらっしゃるかと思います。

このセミナーを受講すると、経営課題の解決に向けた助言を行う際の、労務管理面からのアドバイスや企業の実情に応じた助成金などの支援策を伝えることができるようになります。皆さまの参加をお待ちしています。

【平成30年度の開催日程】

・北海道	9月20日	(木) 札幌駅前ビジネススペース
・宮城	10月25日	(木) 仙都会館
・新潟	10月10日	(水) NICO プラザ (にいがた産業創造機構)
・埼玉	12月7日	(金) JA 共済埼玉ビル
・東京	10月10日	(水) TKP 新橋カンファレンスセンター
・神奈川	10月16日	(火) 万国橋会議センター
・愛知	11月22日	(木) ウィンクあいち
・大阪	11月21日	(水) エル・おおさか南館
・兵庫	1月16日	(水) 神戸市産業振興センター
・広島	10月1日	(月) 広島商工会議所
・香川	12月4日	(火) レグザムホール (香川県県民会館)
・福岡	11月9日	(金) 福岡県消防会館
・熊本	11月8日	(木) 熊本商工会議所

※セミナー時間は2時間を予定しています。

【申込方法など詳細はこちら】

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 (委託先)

<http://www.zenkiren.com/jutaku/senmonka>

電話：03（5283）1030

【トピックス 2】時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）のご案内

～助成金を活用して、所定外労働時間の削減などに取り組んでみませんか？（締切：10月1日）～

厚生労働省では、年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減などに取り組む中小企業の事業主を対象に助成金を支給しています。申請期間は10月1日（月）までと締切が近づいてきましたので、ご希望される方はお早めに申請ください。

■時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）

※「年次有給休暇の取得促進」と「所定外労働の削減」を成果目標とする場合

[支給対象となる事業主]

以下の項目を満たす中小企業の事業主が対象となります。

- ・雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下
- ・月間平均所定外労働時間数が10時間以上
- ・労働時間などの設定の改善に積極的に取り組む意欲がある

[支給対象となる取組]

「年次有給休暇の取得促進」、「所定外労働時間の削減」をするために、以下の取組を行うと支給対象となります。

- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・就業規則や労使協定などの作成・変更
- ・労務管理用機器（タイムレコーダー、ICカードなど）の導入・更新
- ・労働能率の増進に役立つ設備・機器の導入・更新 など

（例）：小売業のPOS装置、運送業の自動洗車機、自動車修理業の自動車リフトなど

[成果目標の設定]

支給対象となる取組は、以下aとb両方の達成を目指して実施してください。

a. 年次有給休暇の取得促進

労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加する

b. 所定外労働の削減

労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減する

[支給額]

対象経費（謝金、会議費、機械装置の購入費など）の合計額 × 補助率 ※1

※1 a、b共に達成し、年休取得日数を12日以上増加：3／4

（上限額は1企業当たり150万円）、

どちらか一方を達成：5／8（上限額は1企業当たり83万円）、

どちらも未達成：1／2（上限額は1企業当たり67万円） など

【お申込みなど詳細はこちら】

「時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/jikan/syokubaisiki.html

【その他コースのご案内】

時間外労働等改善助成金には、職場意識改善コースのほかに「時間外労働上限設定コース」、「勤務間インターバル導入コース」、「テレワークコース」もご用意しています。こちらもぜひご利用ください。

■「時間外労働上限設定コース」（申請締切：12月3日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

■「勤務間インターバル導入コース」（申請締切：12月3日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>

■「テレワークコース」（申請締切：12月3日）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/jikan/syokubaisikitelework.html

【お問い合わせ先】

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

（事業場の所在地を管轄する労働局にご連絡ください）

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

【トピックス3】「勤務間インターバル制度導入セミナー」を全国47都道府県で開催！～従業員の健康確保とワーク・ライフ・バランスの推進のために、「勤務間インターバル制度」を導入しませんか？～

平成30年6月29日に成立した「働き方改革関連法」に基づき「労働時間等設定改善法」が改正され、勤務間インターバル制度の導入が企業の努力義務となります。

厚生労働省では、企業の人事労務管理担当者を対象に、勤務間インターバル制度とは何か、制度導入のメリット、導入上の課題、助成金制度などについて解説するセミナーを、全国47都道府県で開催します。【事前申込制・参加無料】

9月から来年の3月まで順次開催しますので、従業員の健康確保や過重労働対策について考える機会として、ぜひご利用ください。

【セミナー内容】

- ・働き方改革の概要、国の長時間労働対策について
 - ・勤務間インターバル制度の意義や効果
 - ・制度導入における実務上のポイント
 - ・導入事例紹介、助成金制度について
- ※他のセミナーとの併催となる場合があります。

【開催概要】

開催地：全国47都道府県
開催期間：2018年9月～2019年3月
定員：各回先着50～80人程度
対象：事業主や企業の人事労務管理担当者 など

【9月～10月の開催予定（11月以降も順次開催予定）】

秋田	10月19日(金)	山形	10月15日(月)
栃木	10月25日(木)	山梨	9月13日(木)
岐阜	10月30日(火)	愛知	10月31日(水)
京都	9月27日(木)	鳥取	9月28日(金)
香川	10月12日(金)		

【申込方法など詳細はこちら】

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社（委託先）

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/2018interval.html>

【トピックス 4】 中小事業主掛金納付制度の愛称が「iDeCo+」（イデコプラス）
に決定しました！

厚生労働省では、中小事業主掛金納付制度の愛称を「iDeCo+」に決定しました。

中小事業主掛金納付制度は、企業年金を実施していない従業員数 100 人以下の中小企業で、iDeCo（個人型確定拠出年金）に加入している従業員の加入者掛金に事業主が上乗せ（追加）して拠出することができる制度です。

「iDeCo+」という愛称は、従業員が加入している iDeCo に、事業主が掛金を「プラス」することで、従業員の老後の安心も「プラス」できるという意味が込められています。また、「+（プラス）」というワードは、誰にでも分かりやすいため、制度の導入を検討する事業主も馴染みやすいだろうという思いから愛称としました。

また、この愛称決定に伴い、「iDeCo+」ロゴマークを作成しました。

iDeCo 公式サイトでは、「iDeCo+」の制度を詳しく解説しているほか、ロゴマークのダウンロードを行うことができますので、ぜひご活用ください。

【「iDeCo+」のロゴマークのダウンロードはこちら】

https://www.ideco-koushiki.jp/library/ideco_chan/

【詳しい「iDeCo+」の解説はこちら】

https://www.ideco-koushiki.jp/owner/#Small_business_flow

【トピックス 5】 iDeCo の加入者がもうすぐ 100 万人を突破します！
～突破を記念するロゴマークを作成しました～

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者が、まもなく 100 万人を突破する見込みとなったことから、国民年金基金連合会では、突破を記念するロゴマークを作成しました。

iDeCo の加入者は、平成 29 年 1 月の加入者範囲の拡大をきっかけに急増し、拡大前の平成 28 年 12 月末時点で 30.6 万人だった加入者数は、平成 30 年 7 月末時点で 3.2

倍の 97.7 万人となっています。このペースで増加した場合、近々、加入者が 100 万人を突破することが見込まれます。そのため、「100 万人」突破という節目を契機に、もっと iDeCo を知っていただき、一層の加入者増加を目指して、100 万人突破記念ロゴマークを作成しました。

ロゴマークは、厚生労働省や国民年金基金連合会での活用はもちろんのこと、制度の運営を担う金融機関や、関係団体とも連携し、「iDeCo 加入者 100 万人突破キャンペーン」として、以下の取り組みを実施していく予定です。

【主な取り組み予定】

- ・厚生労働省と国民年金基金連合会が作成する iDeCo 関連パンフレットに、記念ロゴマークを掲載。
- ・各金融機関と連携し、金融機関のホームページやメールマガジン、出版物などに記念ロゴマークを掲載して、加入者数 100 万人を突破した iDeCo を紹介。
- ・全国社労士会連合会や日本FP協会といった職能団体と連携して、各団体が開催する各種イベントや、団体のホームページやSNS、メールマガジンなどに記念ロゴマークを掲載して、加入者数 100 万人を突破した iDeCo を紹介。

【記念ロゴマークのダウンロードはこちら】

https://www.ideco-koushiki.jp/library/ideco_chan/

【iDeCo の詳細についてはこちら】

iDeCo 公式サイト

<https://www.ideco-koushiki.jp/>

【トピックス 6】「地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナーの参加者募集中！（参加無料）～9月に東京と大阪で開催～

地域のイベントなどに合わせた年次有給休暇の取得や所定外労働の削減など、地域が一体となって、働き方・休み方の見直しに取り組むためのセミナーを、9月に東京と大阪の2都市で開催します。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、学職経験者による基調講演、先進的な取組事例の発表や紹介

を通じて、地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランスを推進するための参考情報を提供します。対象は、地方自治体のご担当者など、地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進にご関心のある方です。

参加の申込みは、下記のホームページからお願いします。各会場とも定員は 50 人で、満席となり次第締め切らせていただきますので、ご興味のある方はお早めにお申し込みください。

【開催日程】

■東京（定員 50 人）

日時：9 月 11 日（火）13:30～16:10

場所：TKP 東京駅セントラルカンファレンスセンター

■大阪（定員 50 人）

日時：9 月 21 日（金）13:30～16:10

場所：TKP 大阪御堂筋カンファレンスセンター

【申込方法などの詳細はこちら】

株式会社日本能率協会総合研究所（委託先）

<https://www.jmar-form.jp/wlb.html>

【参考】

働き方・休み方改善ポータルサイト

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

【トピックス7】「企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー」の参加者募集中！（参加無料）～9月は広島と宮城で開催～

厚生労働省では、男性の育児休業や育児目的休暇の取得推進のため、育休取得のメリットや企業の取組事例などを紹介するセミナーの参加者を募集しています【事前申込制・参加無料】。

このセミナーでは、企業の人事労務担当者が社内研修に使用できる資料を使い、育休取得のポイントを分かりやすく解説します。後半のグループワークの時間には、他社の実態や事例を聞くことで、自社の取組のヒントを得ることができます。

今年9月の開催は、広島と宮城での開催となります。10月以降も全国各地で開催

しますので、皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催日程】

■広島（定員 90 人程度）

日時：9月7日（金） 15:00～16:30

会場：広島市総合福祉センター（BIG FRONT ひろしま5階）

※ファザーリング全国フォーラム分科会として開催

■宮城（定員 90 人程度）

日時：2018年9月11日（火） 10:00～12:00

会場：宮城県庁1階 みやぎ広報室

【申込方法などの詳細はこちら】

イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/#seminar>

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplus.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplus.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚生省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-